

在学・家計急変(緊急)奨学生新規募集

令和2年4月

生徒・保護者の皆様へ

宮城県の高등학교等育英奨学資金貸付は、優れた生徒で経済的理由により修学に困難がある生徒の皆さんにお貸しする奨学資金です。希望される方は学校から申請書類をもらい、下記期限まで学校に提出してください。(既に奨学生の方や内定を受けている方、被災生徒奨学資金の申請を希望している方は申込みしないでください。)

記

1 募集時期 在学:令和2年5月/4日まで 家計急変(緊急):随時(1月末まで)

名取高校	申請書類提出期限	令和2年5月/4日(木)必着	担当	教諭 鈴木真一郎
------	----------	----------------	----	----------

2 申込資格 保護者住所・家計・学力・人物が、基準に合致していること。

- ◇保護者——保護者が宮城県内に住所を有すること。※県外の方は、保護者が居住する都道府県に問い合わせてください。
- ◇家計——家族構成によりますが、4人世帯で保護者が給与所得者の場合は給与支払額779万円以下、事業者等の場合は事業所得額322万円以下が一応の目安です。
- ◇学力——次の値が必要となります。

在学する学年	第1学年	第2学年以降
基準となる学年	中学校第3学年	前年度在学した学年
成績	3.5以上	3.0以上
「特例」に該当する場合の成績	3.0~3.4	2.7~2.9

(特例の要件などの詳細は学校に確認してください。)

- ◇人物——勉強意欲があり奨学生にふさわしい生徒であること。(学校で面接を行います。)

3 連帯保証人 連帯保証人(保護者又はこれに準ずる方)1人が必要。

4 貸付月額

区 分	国・公立	私立
自宅通学者	18,000円	30,000円
自宅外通学者	23,000円	35,000円

5 貸付期間と貸付方法

- ◇「在学」の貸付期間は、令和2年4月分から在学する学校の正規の修業年限の満了する月分までです。(「家計急変(緊急)」の場合の貸付期間は、学校にお問い合わせください。)
- ◇奨学生本人の預金口座に毎月(年度始、年度末は複数月をまとめて)振り込みます。(「在学」の場合、初回の振り込みは8月の予定です。4月~8月分を一括して振り込みます。)

6 奨学資金の償還(返還) ☆☆ 将来の皆さんからの償還金が後輩たちの奨学資金となります。 ☆☆

- ◇奨学資金は無利子ですが、貸付金のため、お貸しした生徒の皆さんに全額償還(返還)していただきます。
- ◇償還(返還)の手続きは、高等学校等を卒業する直前(貸付がすべて終わるとき)に行います。
- ◇償還(返還)期間は、高等学校等(又は大学等)を卒業後約10年程度で、年賦、半年賦、月賦、月賦+半年賦の併用 のいずれかご希望の方法で、口座振替により償還(返還)していただきます。
- ◇償還(返還)開始は、高校等卒業後7か月目(10月)からです。卒業後、進学などの理由により、償還猶予(返還を先延ばしする)制度があります。(償還猶予を希望する場合は、申請手続きが必要です。)

7 家計急変(緊急)募集

災害・リストラその他の事由が発生(1年以内)し、家計が急変した場合、随時(1月末まで)申込みことができます。(※家計急変(緊急)の場合は、上記「2 申込資格」の「学力」及び「人物」は適用されません。)

8 被災生徒奨学資金との併給不可

宮城県が行う東日本大震災で被災した生徒を対象とする奨学資金(被災生徒奨学資金)との併給ができません。
※被災生徒奨学資金は、高校卒業により償還免除となります。

申し込み手続きなどの詳細は、学校にお問合せください。連絡ください。

宮城県教育委員会 高校教育課

教諭 鈴木真一郎
名取高 0223-22-3151

自分で調べてみよう! <http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-tyo-shogakukin/>

高校在学中に受けられる奨学金紹介

総務部
在学生奨学金担当

いずれも高校1年生だけでなく、2・3年生でも申し込むことができます。
詳細や申し込み用紙、質問は 担当教諭鈴木真一郎まで申し出てください。

(1) 高等学校等育英奨学資金

- ・条件① 保護者は宮城県内に居住していること。
 - ② 生徒の前年度の学力が3.5以上であること。高校生の場合は3.0以上。
 - ③ 経済的理由で修学が困難な状況であること。
 - ・給付金（月額）18,000円—高校卒業後、返還の義務があります。
 - ・他の奨学金との重複は原則できません。
 - ・書類提出校内締切は5月/4日(休)。ただし、家計急変の場合は随時となります。
- ※裏面に詳細あり。

(2) 東日本大震災の被災生徒育英奨学資金

- ・条件① 保護者は宮城県内に居住していること。
- ② 東日本大震災で大きく被災したことを市（区）役所、町役場で証明してもらえらなければならないこと。
- ・給付金（月額）20,000円—高校を卒業すれば返還の必要がありません。
- ・他の奨学金との重複は原則できません。
- ・正式な要項は6～7月になります。

(3) 社会福祉法人 庄慶会（仙台市青葉区五橋）

- ・条件① 保護者は宮城県内に居住していること。
- ② 生徒の前年度の成績および出席状況が良好であること。
- ③ 経済的理由で修学が困難な状況であること。
- ・給付金（月額）23,000円—高校卒業後、返還の義務があります。
ほかに新生生に限り入学一時金50,000円
- ・他の奨学金との重複は原則できません。
- ・書類提出校内締切は5月18日(月)。

(4) 公益財団法人 中川育英会

- ・茨城県に本社工場がある中川ヒューム管工業株式会社が設立した法人です。岩沼市に支社工場があるため、宮城県では本校だけに案内が来ています。
- ・条件① 保護者は宮城県内に居住していること。
- ② 生徒の前年度の成績および出席状況が良好であること。
- ③ 経済的理由で修学が困難な状況であること。
- ・給付金（月額）7,000円—返還の義務がありません。
- ・他の奨学金との重複が場合によって可能です。
- ・書類提出校内締切は5月11日(月)。